

令和8年度 第1回朝来市手話施策推進委員会

日時 令和8年8月10日（月）14:00～16:00
場所 朝来市役所本庁舎本館 401・402会議室

1

朝来市手話施策推進委員会名簿 R8.7.1～R10.6.30

	区 分	氏 名	所 属	役職名	備考
1	学識経験者	三 枝 里 江	兵庫教育大学	助教	
2		上 田 茜	兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校	主幹教諭	
3	聴覚障害者	小 林 泉	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会		
4		谷 木 一 真	豊岡ろうあ協会	会長	
5		小 林 直 弥	友ろう会	代表	
6	福祉関係団体	森 脇 実 佑	朝来市民生委員児童委員連合会	副会長	
7		前 田 裕	朝来市身体障害者福祉協会	副会長	
8		小 松 里 佳	あさごふれ愛の郷 YOU・愛センター	施設長	
9		三 宅 博	和田山手話サークル		
10		上 田 月 美	兵庫手話通訳問題研究会	運営委員長	
11	教育関係機関	片 岡 修	朝来市教育委員会 学校教育課	主査	
12		荒 川 吉 郎	朝来市こどもみらい部 こども園課	課長	
13	商工会	上 垣 英 暁	朝来市商工会	事務局次長	
14	公募による市民	足 立 志津子			

2

事務局名簿

区 分	氏名	所 属	役職名	備考
事務局	大 石 哲 也	朝来市健康福祉部	部長	
	北 島 周	朝来市健康福祉部社会福祉課	課長	
	藤 本 真由美		課長補佐兼係長	
	桑 井 奈穂美		手話通訳者	
	福 富 麻起子	朝来市こどもみらい部子育て支援課	こども健やか係長	

3

朝来市手話言語条例

平成30年3月27日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に使用し、伝承してきた手話が障害者基本法（昭和45年法律第84号）により言語として位置付けられたにもかかわらず、その意義が十分に認識されていないこと及び手話を使用できる環境が整えられていないことを踏まえ、手話が音声言語とは異なる言語であるとの認識に基づき、手話への理解、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備について、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民がお互いの尊厳を大切に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

2 ろう者が自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、全ての市民が互いに人格及び個性を尊重し合いながら、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

4

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話が必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境づくりをするように努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 市は、第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及びその普及のための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者（以下「手話通訳者等」という。）の確保、養成及び処遇等に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者等その他関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5

（学校等における理解の促進）

第7条 市は、学校等において、園児、児童及び生徒に対し、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

（財政措置）

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

6

朝来市手話施策推進委員会要綱

平成30年6月21日

告示第90号

（設置）

第1条 朝来市手話言語条例（平成30年朝来市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、手話の普及及び利用の促進に関する施策について幅広い視野からの意見を求めるため、朝来市手話施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（意見を求める事項）

第2条 委員会に意見を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第6条第1項各号に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、手話施策の推進に必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

7

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 学識経験者

(2) 聴覚障害者

(3) 福祉関係団体の代表

(4) 教育関係機関の代表

(5) 商工会の代表

(6) 公募による市民

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の円滑な進行に務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月21日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定による委員の任期にかかわらず、最初の任期は、平成32年3月31日までとする。

9

朝来市手話施策推進方針

平成30年10月17日作成

朝来市手話言語条例（平成30年朝来市条例第1号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備について、総合的かつ計画的に施策を推進していくため、次の施策を推進します。

1. 手話への理解の促進及びその普及のための施策

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ言語であることの理解を深め、一人でも多くの人々が手話に対する関心や親しみが持てるよう、手話の普及啓発に努めます。

- (1) 市広報誌や市ホームページ、ケーブルテレビ放送を活用し、手話に関する広報や周知を行います。
- (2) 手話の普及啓発のためのイベント等を開催します。
- (3) 図書館などで手話に関する書籍・DVDなどの貸出やコーナーを設置します。

10

2. 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策

市が発信する音声言語による行政情報について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加できる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。また、いつでも手話で意思疎通できる環境づくりを進めます。

- (1) 市及び事業所等が主催するイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者などを配置するよう努めます。
- (2) 手話通訳者等の設置の確保を含め、庁舎窓口でのろう者及び聴覚障害者への対応が充実するように努めます。
- (3) ろう者の社会参加など、あらゆる場面での意思疎通及び情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3. 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備にする施策

市は、市民がろう者や手話に対する理解を深め、手話を学ぶ機会を提供していくことが必要です。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、手話を学べる環境の充実を図り、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

- (1) 地域、事業所等を対象に、ろう者への理解を深め、手話を学べる環境づくりを進めます。
- (2) 聴覚障害児の手話の習得に関して必要な支援に努めます。

11

4. 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策

手話通訳者は、ろう者とうろ者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の養成及び処遇の改善に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるよう努めます。

- (1) 手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、手話通訳者の養成を図ります。
- (2) 災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (3) 手話通訳派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

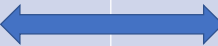
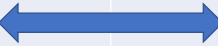
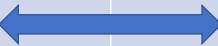
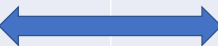
5. 学校等での手話施策の推進

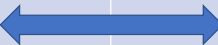
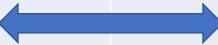
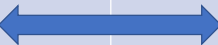
手話への理解を広げるためには、学校等における取組が不可欠であり、市内の小中学校及び保育園やこども園において、手話に接し、親しむ機会の提供等に努めます。

- (1) 子どもたちが手話やろう者への理解を深め、手話を学べる環境づくりについて、教育委員会と協議を進めていきます。

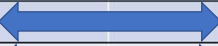
12

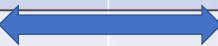
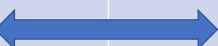
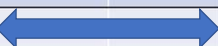
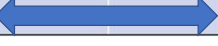
手話施策推進計画表（令和6年度～10年度）

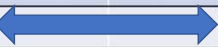
1.手話への理解の促進及びその普及のための施策	市民	事業者		短期	中期
(1) 広報誌や市のホームページによる手話の啓発			継続		
(2) 普及啓発に関するイベント等の実施	○	○	拡充		
(3) ケーブルテレビ放送の活用	○		拡充		
(4) 図書館での手話の啓発			継続		

2.手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策	市民	事業者		短期	中期
(1) イベント等への手話通訳者派遣		○	継続		
(2) 手話通訳者等の設置			継続		
(3) 手話通訳者派遣事業の充実			継続		

13

3.手話の取得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備に関する施策	市民	事業者		短期	中期
(1) 地域、事業所等への手話講座等の実施	○	○	拡充		
(2) 市職員手話研修会の開催			拡充		
(3) 聴覚障害児の手話の取得の支援			継続		

4.手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策	市民	事業者		短期	中期
(1) 手話奉仕員養成講座の実施	○		継続		
(2) 災害時における情報発信、支援方法等について支援体制の構築	○		拡充		
(3) 手話通訳者等の技術向上、処遇改善			拡充		
(4) 手話通訳者養成講座の実施検討			新規		

5.学校等における理解の促進	市民	事業者		短期	中期
(1) ろう者への理解や手話に親しむ機会の提供			継続		

14

1.手話への理解の促進及びその普及のための施策

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることの理解を深め、一人でも多くの人々が手話に対する関心や親しみが持てるよう、手話の普及に努めます。

1-(1). 広報、ホームページ等による手話の啓発	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	○

15

1-(1).広報、ホームページ等による手話の啓発

令和7年度の実施状況

〔継続実施〕

①広報誌、ホームページにおいて市民へ手話関連の情報提供をする

4月 ヨメテル、5月 設置事業

9月 ブルーライトアップ・デフリンピックキャラバン・盲ろう通訳介助者養成講座、

11月 110番アプリシステム・12月 NET119

②手話サロン「ワクワクしゅわ手話」参加者募集

8月・3月

③「朝来市・養父市共同実施手話奉仕員養成講座（基礎課程）」受講生募集 4月

④ 広報誌、ホームページに「手話はみんなのもの」を連載（隔月） 5月・7月・9月・11月・1月・3月

手話はみんなのもの ～心のつながり～ No.18

●デフリンピックに関する手話

【東京】
両手人さし指と親指を直角に伸ばし、親指の指先を向き合わせて2回上げる。

【デフリンピック】
左右それぞれの親指と人差し指で輪を作ったら、右手の中指・薬指・小指の指先を上にした輪と左手の指先を下にした輪を重ね、次は上下反対にして左手の指先を上にした輪と右手の指先を下にした輪を重ねる。

【応援】
両手拳を上下に置き、縦や横を組んで同時に左右に振ります。

●デフリンピックって何？

4年に一度、夏季大会と冬季大会が2年ごとに交互に行われる。きこえない・きこえにくい選手のための国際スポーツ大会です。
選手は音がきこえないので、スタートの合図や審判の面の音の代わりに、フラッシュランプやフラッグをあげるなど、目で分かるように工夫し、視覚的な情報伝達によって競技が行われます。
今年、11月15日～26日、東京で開催されるデフリンピックに合わせて、選手に応援が届けよう！目で見える新しい応援スタイル「サインエール」が作られました。
動画を観て、みんなで選手を応援しましょう！

二次元コードを読み取って動画を観よう！
○東京2025デフリンピックを応援しよう

サインエール動画

手話イラスト参照 <https://hs4.blog.jp>
▶問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 672-6123 ファックス 672-4109 shakafukushi@city.asago.jp

16

課題・今後の方向性

- ・継続して市広報等媒体を活用し、スポット的に手話関連の情報提供をしていく

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①広報誌、ホームページにおいて市民へ手話関連の情報提供をする
4月 設置事業
- ②手話サロン「ワクワクしゅわ手話」参加者募集
- ③「朝来市・養父市共同実施手話奉仕員養成講座（入門課程）」
受講生募集 【R8・9年度養父市開催】 4月
- ④ 広報誌、ホームページに「手話はみんなのもの」を連載（隔月）5月、7月

17

1-(2). 普及啓発に関するイベント等の実施

目標時期	通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標		実施の有無
実施評価		○

令和7年度の実施状況

〔継続事業〕

- ①手話言語普及啓発月間の実施 9/1（月）～30（火）
手話言語の国際デー、デフリンピックのPR
市役所本庁1階での図書コーナーの設置
- ②手話による発表会を実施 2/8（日）【大雪のため中止】
人権講演会と同日開催 4グループ 発表予定
- ③手話言語の国際デーのイベント協力
竹田城跡をブルーライトアップ 9/17（水）～24（水）
- ④デフリンピックキャラバンカー来市セレモニー 9/19（金）



18

課題・今後の方向性

- ・時期や圏域、他のイベントと併せる等、機会をみて普及啓発を検討していく

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①手話言語普及啓発月間の実施 国際ろう者週間のある9/2～9/30の間に実施。
手話言語の国際デー、手話の日PR

- ②手話による発表会の実施。

- ③手話言語の国際デーへのイベント協力

- ・竹田城跡をブルーライトアップ

9/17(木)～24(木)

- ・市役所本庁舎本館横電光掲示板表示

9/17(木)～23(水・祝)



19

1-(3). ケーブルテレビ放送の活用

目標時期	通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標		実施の有無
実施評価		△

令和7年度の実施状況

〔継続実施〕

- ①手話コーナー『手と手で話そう』
簡単な単語のレッスンを毎月放送
出演者：みさおさん、ちえさん
- ②市長の新年のあいさつに手話通訳を付ける

〔新規実施〕

- ③あさごシティニュースに手話通訳を付ける（検討） 未実施

20

課題・今後の方向性

- ・市民の方が手話に触れるきっかけや機会を設ける

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①手話コーナー「手と手で話そう」
簡単な手話のレッスンを毎月放送する
- ②市長の市民向けの放送に手話通訳を付ける
- ③あさごシティニュースに手話通訳を付ける（検討）



21

1-(4). 図書館での手話の啓発

目標時期	通期	新規 / ☒ 継続 / 拡充
活動評価の指標		実施の有無
実施評価		○

令和7年度の実施状況

- ①手話言語の本の場所を掲示

- ②和田山図書館、あさご森の図書館での
手話コーナーの設置
内容：手話関連の本、チラシなど掲示
日程：障害者週間に合わせて
12/2（火）～28（日）に実施



22

課題・今後の方向性

- ・図書館の職員と連携し、特集設置の時期を確保し、特設コーナー等随時設置していく

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

①手話言語の本の場所を掲示

- *お話会（和田山図書館主催）で、
手遊び・絵本の読み聞かせてで手話に触れる

6/27（土）

②和田山図書館、あさご森の図書館での手話コーナーの設置

内容：手話関連の本、チラシなど掲示

日程：国連障害者週間に合わせて、12月1か月程度実施

23

2. 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策

市が発信する音声言語による行政情報について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加できる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。また、いつでも手話で意思疎通できる環境づくりを進めます。

2-(1). イベント等への手話通訳者派遣

目標時期	通期	新規 / ☒ 継続 / 拡充
活動評価の指標		実施回数
実施評価		○

24

2-(1).イベント等への手話通訳者派遣

令和7年度の実施状況

①市主催行事への手話通訳設置回数：8回

- ・民生委員・児童委員連合会研修（社会福祉課:4/16（水）メインホール）
- ・環境フェスタ（市民課:8/2（土）あさご・ささゆりホール）
- ・拉致問題啓発映画上映会（人権推進課:8/23（土）生野メインホール）
- ・戦没者追悼式（社会福祉課:10/4（土）あさご・ささゆりホール）
- ・市制20周年記念式典（秘書広報課11/16（日）和田山ジュピターホール）
- ・二十歳を祝う会（生涯学習課:1/11（日）和田山ジュピターホール）
- ・健康フォーラム（高年福祉課：3/7（土）あさご・ささゆりホール）
- ・生涯学習講演会（生涯学習課：3/8（日）和田山ジュピターホール）

※人権講演会・手話言語発表会（2/8）は大雪のため中止

25

課題・今後の方向性

- ・市主催行事における情報配慮基準について、各課へ周知徹底し、手話通訳の設置を積極的にする

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

①市主催行事への手話通訳者設置

- ・300人以上の市主催行事等に手話通訳を含めた情報配慮を原則設置する
- ・聴覚障害者の参加がある場合、希望する情報配慮をする

26

2-(2). 手話通訳者等の設置	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	設置の有無
実施評価	○

令和7年度の実施状況
〔継続実施〕 ①社会福祉課に配属 週4日勤務 - 市役所等窓口での手話通訳の実施（聴覚障害者の来庁26件） - 手話通訳者派遣事業のコーディネートの実施等 21件（内3件要約筆記）

課題・今後の方向性
聴覚障害者の方が安心して市役所を利用していただける環境の整備や手話の普及を進める

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

①社会福祉課に配属 週4日の勤務

- 市役所窓口での手話通訳の実施 **13件**
- 手話通訳者派遣事業のコーディネートの実施等 **11件（内1件要約筆記）**
- 啓発活動の実施

聴覚障害者が困ること

- マスクをしては目が見えにくく、話していることが聞き取れない。
- 通訳者を探しているが、見つからない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。

どうしたらいい?

- マスクをしては目が見えにくく、話していることが聞き取れない。
- 通訳者を探しているが、見つからない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが速いので、聞き取れない。
- 通訳者の手話のスピードが遅いので、聞き取れない。

みんなで手話をひろめよう

手話は、手話、顔の動きや表情を使って話す目覚める言葉です。手話や顔の動きに「言葉」です。

すべての人が手話に関する知識と理解を深めるために、9月23日（金曜日）に、市役所（市役所）で「手話のひろめよう」を開催します。手話のひろめようは、

2-(3). コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業）の充実	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	派遣件数
実施評価	○

令和7年度の実施状況
①手帳交付時の案内やホームページ、広報（11月号）等により周知を図る ②コミュニケーション支援事業の派遣実施件数 ・個人申請 6件（2人）（病院等福祉） ・団体申請 12件（内3件要約筆記）（市主催事業、民生委員児童委員連合会） ・窓口対応 26件 ・手話施策推進委員会 2件

29

課題・今後の方向性
・コミュニケーション支援事業の積極的な周知が課題

令和8年度の実施計画
〔継続実施〕 ①手帳交付時の案内やホームページ等により周知を図る ②コミュニケーション支援事業の充実 〔新規実施〕 ③ホームページに手話リンクの導入 来年度実施に向け検討

30

3. 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備に関する施策

市は、市民がろう者や手話に対する理解を深め、手話を学ぶ機会を提供していくことが必要です。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、手話を学べる環境の充実を図り、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

3-(1). 地域、事業所等への手話講座の実施	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	○

31

3-(1).地域、事業所等への手話講座の実施

令和7年度の実施状況

〔継続実施〕

①まちづくり出前講座メニュー開設（人権推進課と共催）
1件（生野こども園1件）

②手話サロン「ワクワクしゅわ手話」の実施
12回 4月～3月
参加延べ人数 159人、実人数 49人

③事業者への手話言語の普及啓発
リーフレット配付 9事業所

Handwritten notes on a pink background with a sun icon, titled '障害者差別解消法 合理的配慮の提供が義務化' (Disability Discrimination Elimination Act: Provision of Reasonable Accommodations Becomes Mandatory). It explains the concept of 'reasonable accommodations' and lists examples like sign language interpreters, Braille, and large print. It also mentions that accommodations should be provided based on individual needs and that sign language is a natural communication method for many people.

Below the notes are two leaflets. The first is titled '基本的な手話を覚えましょう' (Let's learn basic sign language) and shows various hand signs for numbers 1-10, colors, and basic actions. The second is titled '手話の活用' (Using sign language) and shows how to use sign language in different contexts like shopping, dining, and travel.

32

課題・今後の方向性

- ・市民、団体、こども園への出前講座活用の積極的な働きかけが必要
- ・市民や事業所が手話に触れるきっかけや学ぶ機会を設ける

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①まちづくり出前講座「手話講座」開設（人権推進課と共催）
対象：地域団体、グループ等
内容：手話言語条例や手話についての説明、
簡単な手話実技
- ②手話サロン「ワクワクしゅわ手話」の実施 毎月1回
4/18、5/16、6/20、7/18
（延べ人数33人、実人数16人）
- ③事業者へ手話言語の普及啓発

33

3-(2). 市職員手話研修会の開催

目標時期	通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標		設置の有無
実施評価		○

令和7年度の実施状況

〔継続実施〕

- ①各課職員朝礼でのミニ接遇研修(手話)の実施
- ②市新任職員研修 4/2(水)：12人
- ③市職員手話研修会 6/27(金)：55人 2回実施
朝来市手話言語条例について、聴覚障害の理解と手話実技
講師：(公社)兵庫県聴覚障害者協会理事 山本紋子氏
- ④市職員手話サークルへの情報提供
デフリンピック、手話検定、手話施策推進法の成立など

課題・今後の方向性

- ・職員の手話研修を継続的にする
- ・簡単な手話で窓口対応ができる職員を育成する

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①各課職員朝礼でのミニ接遇研修（手話）の実施 総務課に更新依頼済
- ②新任職員研修 4/3（金）
- ③市職員手話研修会（総務課と共催）
- ④市職員手話サークルへの情報提供

〔新規実施〕

- ⑤盲ろう者理解セミナー（総務課と共催）
6/30（火）：35人
講師：特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会

35

3-(3). 聴覚障害児の手話の習得の支援

目標時期	通期	新規	継続	拡充
活動評価の指標				実施の有無
実施評価				○

令和7年度の実施状況

〔継続実施〕

- ①子育て学習センターでの「手話を交えた絵本の読み聞かせ」実施 水曜日月1回
場所：和田山子育て学習センター
4/23、5/14、6/11、7/9、8/6、9/10、10/8、11/12、12/17、
1/14、2/4、3/11

36

課題・今後の方向性
・聴覚障害児の把握と支援方法の検討 ・聴覚障害児が手話にふれる環境整備
令和8年度の実施計画
〔継続実施〕 ①和田山子育て学習センターでの「手話を交えた絵本の読み聞かせ」 実施 水曜日月1回 4/8、5/13、6/10、7/8

37

4. 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割を十分認識し、手話通訳者の養成及び処遇の改善に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるよう努めます。

4-(1). 手話奉仕員養成講座の実施	
目標時期 通期	新規 ☒ 継続 ☐ 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	○

38

4-(1). 手話奉仕員養成講座の実施

令和7年度の実施状況

①手話奉仕員養成講座（基礎課程）

養父市と合同開催

実施回数：25回

日程：5/14～1/14 19:30～21:00

場所：和田山生涯学習センター

委託：（公社）兵庫県聴覚障害者協会講師

参加者：14人（朝来市8人、養父市5人、他1人）

修了者：11人

内容：日常会話で必要な手話を習得し、手話奉仕員として活動することを目的とする

39

課題・今後の方向性

- ・手話奉仕員を増やすため、継続して講座を開設していく

令和8年の実施計画

〔継続実施〕

①手話奉仕員養成講座（入門課程）養父市と合同開催（養父市で開催）

実施回数：21回 日程：5月13日（水）～11月18日（水） 19:30～21:00

場所：養父市 YBファブ・養父市公民館

委託：（公社）兵庫県聴覚障害者協会

受講者：18人（うち朝来市在住 3人）

内容：日常会話で必要な手話を習得し、手話奉仕員として活動することを目的とする

40

4-(2). 災害時における情報発信、支援方法等について支援体制の構築		
目標時期	通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標		設置の有無
実施評価		△

令和7年度の実施状況	
①あさご安全安心ネット（防災安全課）の登録 ②避難行動要支援者名簿（社会福祉課）聴覚1・2級21人うち2人登録 ③119FAX通報（南但消防本部）2人登録 ④NET119（南但消防本部） ・登録者数 7人（朝来市） ※NET119…聴覚機能、言語機能等の障害者等がスマートフォンを利用して、消防機関に緊急通報するもの 令和3年4月1日運用開始	
⑤緊急時の派遣体制の検討	登録手話通訳者の意向確認済、実施可能か検討中

課題・今後の方向性
・災害時、緊急時の情報取得、連絡手段等の周知方法を検討する

令和8年度の実施計画
〔継続実施〕 ①あさご安全安心ネット（防災安全課）の登録 ②避難行動要支援者名簿（社会福祉課）の登録 ③119FAX通報（南但消防本部）の登録 ④NET119通報（南但消防本部）の登録 〔継続検討〕 ⑤緊急時の派遣体制の検討

4-(3). 手話通訳者等の技術向上（現任研修会の開催）	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	○
令和7年度の実施状況	
〔継続実施〕 ①市登録手話通訳者に対する現任研修の開催 【第1回】7/19 内容：「よりよい通訳のために」 講師：（公社）兵庫県聴覚障害者協会 認定手話通訳者 宇野 はるこ 氏 【第2回】11/29（土）場所：山東生涯学習センター 講師：（公社）兵庫県聴覚障害者協会 認定手話通訳者 楠 圭子 氏 内容：手話通訳を依頼されたら～講演会場面をもとに～ ②けいわん健診の受診 6/24(火) 2人（氷上会場）	

43

課題・今後の方向性
・市登録手話通訳者への処遇改善、技術向上支援の充実
令和8年度の実施計画
〔継続実施〕 ①市登録手話通訳者に対する現任研修の実施 対象者：7人（登録手話通訳者） ②けいわん健診の受診 6/23（火）2人受診（丹波篠山会場）

44

4-(4). 手話通訳者養成講座の実施検討	
目標時期 通期	新規 / 継続 / 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	×

令和7年度の実施状況
〔新規実施〕 ①手話通訳者養成講座の実施検討 但馬3市2町担当者会議で提起 8/29（金）

45

課題・今後の方向性
・次世代の手話通訳者の確保が急務なため、通訳者養成講座の実施に向けた取り組みを検討する

令和8年度の実施計画
〔新規実施〕 ①手話通訳者養成講座の実施検討

46

5. 学校等における理解の促進

手話への理解を広げるためには、学校等における取組が不可欠であり、市内の小中学校及び保育園やこども園において、手話に接し、親しむ機会の提供等に努めます。

5-(1). ろう者への理解や手話に親しむ機会の提供	
目標時期 通期	新規 / ☒ 継続 / 拡充
活動評価の指標	実施の有無
実施評価	○

47

5-(1). ろう者への理解や手話に親しむ機会の提供

令和7年度の実施状況
①市立小中学校手話学習講師等派遣事業の実施 実施状況：10校 (梁瀬小11/10、糸井小11/17、東河小11/18、 生野小12/3、枚田小2/3、山口小2/17、 大蔵小2/27、 朝来中7/7、和田山中1/23、梁瀬中1/30) 未実施：中川小、竹田小、生野中 講師：豊岡ろうあ協会 内容：聴覚障害の基礎知識と手話実技 周知：全小中学校へ4月校長会に出席し依頼 4/10 (木)

48

課題・今後の方向性

- ・市内小中学校への体系的に外部講師等を招致しての手話学習（手話に触れる機会）を導入する

令和8年度の実施計画

〔継続実施〕

- ①市立小中学校手話学習講師等派遣事業の実施 竹田小6/4（木）
対象：市内小中学校（全13校）各校1回ずつ
内容：聴覚障害の基礎知識と手話実技
周知：校長会で全小中学校へ申請の依頼 4/10（金）